

《 お知らせ 》

「走行中にTVを視聴できる装置」に対する当社の対応について

当社では、ハンドル操作を誤るなど思わぬ事故につながる恐れがあるため、お客様の事故防止・安全への配慮から、走行中にTVを視聴できる装置の販売及び、取扱い等(※1)を承っておりません。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※1 2023年4月1日以降の新規注文および持ち込み取付け

※2 運転者が走行中に画面を注視することは、道路交通法第71条第5号の5で禁止されています

東京スバル株式会社

TOKYO SUBARU 東京スバル